

別表2 一般譲渡者の基準

- 1 動物を終生適正に飼養管理できること。
- 2 センターが開催する「飼い主をさがす会」講習会を過去1年以内に受講していること。
- 3 18才以上で、本要領の内容を理解し遵守できること。
ただし、飼養者が65才以上の場合は、将来、譲渡動物を飼養できなくなったときに、当該動物を引き継いで飼養する者が予め決まっていること。この場合、同人も、一般譲渡者の要件を満たしていること。
- 4 飼養にあたり、同居人全員の同意が得られていること。
- 5 飼養場所が借家又は集合住宅の場合は、飼養場所の所有者が動物の飼養を承認している旨の文書を提出できること。
- 6 過去に、関係法令に違反し、若しくはその疑いにより、行政機関から複数回の指導、勧告又は措置命令を受けていないこと。
- 7 現に犬を飼養している場合は、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射を受けていること。また、不妊・去勢手術を実施していること。ただし、高齢・疾病等により不妊・去勢手術が困難と判断できる場合等、特別な理由がある場合はこの限りでない。
- 8 現に猫を飼養している場合は、屋内で飼養していること。また、不妊・去勢手術を実施していること。ただし、高齢・疾病等により不妊・去勢手術が困難と判断できる場合等、特別な理由がある場合はこの限りでない。
- 9 センター等が行う立入調査に協力できること。
- 10 徳島県に対し、虚偽の申請及び報告をしないこと。